

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月21日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神子池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 不動地区	〃
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一の井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 萩之池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 中筋地区	〃
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 小山池地区	〃